

仙台青葉学院短期大学 外国人留学生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、仙台青葉学院短期大学学則（以下「学則」という。）第34条に定める外国人留学生（以下「留学生」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 留学生とは、外国の国籍を有する者で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を許可されたものとする。

(入学資格)

第3条 留学生として本学に入学することのできる者は、学則第10条第1項各号の一に該当する者でなければならない。

(入学時期)

第4条 留学生的入学の時期は、学年の始めとする。

(入学願書及び入学選考)

第5条 留学生として本学に入学を志願する者は、本学所定の入学願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

2 前項の者に係る入学選考は、原則として、他の入学志願者と同じ方法で行う。

(入学手続及び入学許可)

第6条 前条第2項の規定による選考の結果、合格の通知を受けた者は、指定の期日までに本学所定の書類を提出するとともに、入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に、入学を許可する。

(納付金)

第7条 この規程において「納付金」とは、入学金、授業料、課外活動費をいい、特段の定めがない限り、学則第38条第1項に定める金額とする。

2 留学生は、指定の期日までに納付金を納入しなければならない。

(準用)

第8条 この規程に定めるもののほか、留学生に関し必要な事項は、学則その他の学生に関する諸規程を準用する。

(庶務)

第9条 この規程に関する庶務は、運営管理センターが行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、運営協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。